

議案第35号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月19日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正する。

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第5条を次のように改める。

（保険給付の種類）

第5条 保険給付の種類は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出産育児一時金の支給
- (2) 葬祭費の支給
- (3) 傷病手当金の支給

第6条第2項中「次条第2項」の次に「及び第7条の2第5項」を加え、「これら」を「これ」に改める。

第7条第2項中「これら」を「これ」に改める。

第4章中第7条の次に次の1条を加える。

（傷病手当金）

第7条の2 被保険者（給与の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項に規定する労務に服することができない期間において、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与収入の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第8条各号列記以外の部分中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第7条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。